

久留米市民温水プール特定天井耐震改修工事設計業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8年 4月 13日

久留米市長 原口 新五

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

久留米市民温水プール特定天井耐震改修工事設計業務

### (2) 業務内容

「久留米市民温水プール特定天井耐震改修工事設計業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年 3月 15日まで

### (4) 業務場所

久留米市民温水プール

## 2 提案上限額

提案上限額は、15,557,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

## 3 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、①から⑨までの全ての要件を満たすこと。

また、共同事業体の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、それぞれ構成員で②から⑩までの要件を満たすこと。

- ① 過去10年間（平成28年度から令和7年度まで。以下同じ。）に、国又は地方公共団体が発注した特定天井に係る設計業務の実績を有すること。
- ② 久留米市の業務委託登録業者名簿（市内・準市内）において業種が「建築設計」で登録されている者、又は同名簿（市外）において業種が「建築設計」で登録されている者であり、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ④ 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑥ 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
  - ・久留米市内 県税、市税
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑦ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑩ 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、

本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。更に、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

#### 4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を久留米市民温水プール特定天井耐震改修工事設計業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

#### 5 応募手続等

##### (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-0052 久留米市上津町2 1 9 9 - 3 5

久留米市 環境部 施設課 上津クリーンセンター（担当 嶋田・甲斐）

電話 0942-65-3591 ファクシミリ 0942-21-0302

電子メールアドレス cleancnt@city.kurume.lg.jp

##### (2) 実施要項の提供

実施要等の資料の提供については、次のとおりとする。

###### ① 提供開始

令和8年4月13日（月）から

###### ② 提供場所

久留米市ホームページ

##### (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

###### ① 質問方法

質問書（様式は実施要項に添付）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

###### ② 質問期限

令和8年4月20日（月）午後5時までに必着

###### ③ 回答方法

令和8年4月27日（月）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。

##### (4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次に掲げる提出書類を提出すること。

###### ① 提出書類

###### (a) 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書

イ 参加資格調書

ウ 業務実施体制及び技術者の情報

エ 業務実績調書

オ 共同事業体結成予定書

###### (b) 提案書等の提出書類

ア 企画提案書

イ 価格提案書

ウ 価格提案書の内訳書

###### ② 提出場所

上記5(1)に同じ。

###### ③ 提出方法及び期限

ア 提出方法

(a) 参加意向申請書等の提出書類  
持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）

(b) 提案書等の提出書類  
持参

イ 提出期限

(a) 参加意向申請書等の提出書類  
令和8年4月13日（月）から  
令和8年4月27日（月）午後5時まで（土日祝日を除く）

(b) 提案書等の提出書類  
令和8年4月13日（月）から  
令和8年5月14日（木）午後5時まで（土日祝日を除く）

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

令和8年5月29日（金）予定  
（応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。）

(6) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が「2. 提案上限額」を超過した場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。